

○琴平町建設工事の中間前金払に関する取扱要綱

平成27年3月23日

告示第20号

(目的)

第1条 この要綱は、琴平町契約規則（平成24年琴平町規則第1号）第46条第3項の規定による公共工事に要する経費の前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の対象)

第2条 中間前金払は、請負代金額500万円以上で、かつ、工期が100日以上土木建築に関する工事を対象とする。ただし、町長が特に必要であると認めるときは、この限りでない。

(中間前金払の要件)

第3条 中間前金払は、次の要件をすべて満たしている場合に支出するものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に係る契約においては、前項中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度における年割額」と読み替えて、前項の規定を準用するものとする。

(中間前金払の割合等)

第4条 中間前払金は、請負代金額の10分の2以内の額とし、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

- 2 継続費等の2年以上にわたる契約における中間前金払は、当該継続費等の各年度の年割額に相当する部分の工事の金額に対してすることができる。
- 3 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約における中間前金払は、契約締結の当初における請負代金額の総額に対してすることができる。

(中間前金払と部分払の選択)

第5条 請負代金額500万円以上で、かつ、工期が100日以上土木建築に関する工事は、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に受注者が選択するものとする。

2 前項に規定する対象工事の受注者は、中間前金払と部分払の選択に係る届出書（様式第1号）を契約締結時に町長に提出しなければならない。なお、前項による選択について、契約締結後の変更はできないものとする。

3 継続費等の2年以上にわたる契約については、契約締結時に中間前金払を選択した場合であっても、各会計年度における年割額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて、当該年度末に部分払を行うことができるものとする。

（中間前金払の申請等）

第6条 中間前払金の支払を受けようとする受注者は、中間前金払認定申請書（様式第2号）に、琴平町工事請負契約約款（平成10年琴平町公告第27号）第11条に基づく工事履行報告書（様式第3号）を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の認定申請書が提出されたときは、第3条第1項各号の要件を満たしているか否かを7日以内に調査し、その結果が妥当と認められる場合は、中間前金払認定書（様式第4号）により、受注者へ通知するものとする。

3 前項の認定を受けた受注者が中間前金払による支払を受けようとするときは、中間前金払請求書（様式第5号）に保証事業会社の保証証書を添えて町長に提出しなければならない。

4 中間前払金の支払時期は、中間前金払請求書を受理した日から14日以内に行うものとする。

5 中間前払金の支払は、申請者が保証事業会社の保証証書に記載した前金払預託金融機関に振り込むものとする。

（中間前金払額の変更）

第7条 町長は、中間前払金を支払った後、契約内容の変更により請負代金額に著しい増額が生じたときは、変更後の中間前払金額に相当する額から既に支払った中間前払金額を差し引いた金額以内の中間前払金額を追加して支払うことができる。この場合において、中間前金払の申請及び支払の方法は、前条の規定を準用する。

2 中間前払金の支払を受けた受注者は、変更後の請負代金額が当初の請負代金額より著しく減額した場合において、既に支払を受けた前払金の額と中間前払金額が変更後の請負代金額の10分の6を超えたときは、その超過した額を契約変更の協議が成立した日から30日以内に返還しなければならない。ただし、町長は、本項の期間内に部分払の支払をするときは、その支払額からその超過した額を控除することができる。

3 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが中間前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、町長と中間前金払を受けた受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、町長が

定め、中間前払金を受けた受注者に通知する。

(中間前払金の使途制限)

第8条 中間前払金は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額以外の経費に充てることはできない。

(中間前金払の返還)

第9条 中間前金払を受けた受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、中間前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 中間前払金を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。
- (2) 契約を解除したとき。
- (3) 受注者の責めに帰すべき理由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められたとき。
- (4) 保証契約を解除したとき。
- (5) その他町長が特に必要と認めたとき。

(遅延利息)

第10条 町長は、第7条第2項の期間内に超過した額を返還しなかったときは、町長の指定する期日を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じて返還すべき額に、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が銀行の一般貸付率を勘案して決定する率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）を遅延利息として徴収することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

中間前金払と部分払の選択に係る届出書

年 月 日

琴平町長 様

住 所

申請者 商号又は名称

代表者氏名 ㊟

下記の工事については、（ 中間前金払 ・ 部分払 ）を選択します。

記

1. 工 事 名

2. 工事場所

3. 請負代金 円

4. 工 期 年 月 日 から 年 月 日

工事所管課受理印

※1 中間前金払、部分払のどちらか一方を選択してください。

※2 契約締結後は、内容の変更はできません。

様式第3号（第6条関係）

工事履行報告書

工 事 名		監督員	現場代理人	主任（監理） 技術者
工 事 場 所				
工 期	年 月 日から 年 月 日まで			

月別	予定工程（%） （ ）内は工程変更後	実施工程（%） （ ）内は工程変更後	備 考
月	%（ ）	%（ ）	
月	%（ ）	%（ ）	
月	%（ ）	%（ ）	
月	%（ ）	%（ ）	
月	%（ ）	%（ ）	
月	%（ ）	%（ ）	
月	%（ ）	%（ ）	
月	%（ ）	%（ ）	
月	%（ ）	%（ ）	
月	%（ ）	%（ ）	
<特記事項>			

年 月 日（ 月分）

注意

- ※1 報告は、月報を標準とする。
- ※2 予定工程は、初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入する。
- ※3 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入する。

様式第4号（第6条関係）

中間前金払認定書

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
工事請負代金額	円
契約締結年月日	年 月 日
備 考	
<p>上記工事について、その進捗を確認したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">琴平町長 印</p>	

様式第5号（第6条関係）

中間前金払請求書

年 月 日

琴平町長 殿

住 所

申請者 商号又は名称

代 表 者 名 ④

下記のとおり、工事請負代金にかかる中間前金払を請求します。

（アラビア数字で記載し、頭書に¥の記号を付し、訂正しないでください。）

請求金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
							0	0	0	0

※琴平町工事請負契約款第35条第3項の請求金額

※工事請負代金額の10分の2以内相当額

※1万円未満の端数は切り捨て

1. 工事名

2. 工事請負代金額 円

3. 添付書類 保証事業会社の保証証書

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第6条関係)